

## 1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行った。

## 2 主な内容

### (1) 個人市民税

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例（当該所得に係る所得割の額を免除するもの）の適用期限を3年間延長し、令和9年度分までとする。

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（所得割の税率について、課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の部分は2.4パーセント、2,000万円を超える部分は3パーセントとするもの）の適用期限を3年間延長し、令和8年度分までとする。

### (2) 固定資産税

ア 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した一定の要件を満たすマンションに係る固定資産税の特例措置の手續に関する規定を加える。

イ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定において、地方税法の引用条項を改める。

### (3) 軽自動車税

ア 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した三輪以上の自家用軽自動車に係る環境性能割の税率を1パーセント軽減する臨時的軽減措置が廃止されるため、当該措置に係る規定を削る。

イ 令和4年度から令和7年度までの間に最初の車両番号の指定を受けた、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車の種別割の税率について、グリーン化特例（軽課）の適用期限を3年間延長し、それぞれ翌年度分に限り、燃費性能等に応じて軽減する。

### (4) 都市計画税

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定において、地方税法の引用条項を改める。

### 3 施行日

令和5年4月1日